

浙川下寺春秋楚墓考

——二号墓の被葬者とその時代——

山 田 崇 仁

【要旨】一九七七年一〇月に河南省南部で発見された浙川下寺春秋楚墓は、春秋中期後半から晩期にかけて造営された楚大夫層の墓群である。その中でも最大規模の二号墓被葬者について、従来「王子午」「選子馮」の二説が提示され、意見の一致を見なかった。また、従来の楚史の研究において、この両者の時代を単独に取り扱う事は皆無であった。そこで本論では墓群の解明を試み、二号墓の被葬者を「選子馮」とし、墓群全体を下寺支配層のものとする。二章ではその結果を踏まえ、選子馮の出身世族である選氏についてその歴史を整理し、選子馮が登場する背景について探る。そして、旧世族連合政権である彼の政権について述べ、その中で彼が国内政治の建て直しの為、楚型世族より中原型世族への変換を指向し、一環として浙川下寺付近を自邑とすべく行動したとする。結果として、選氏という従来あまり研究されていなかった世族を楚史に位置づける事が出来るであろう。

史林 八〇巻四号 一九九七年七月

はじめに

一九七七年一〇月、河南省浙川県南五〇km、下寺の北五〇〇mの丹江ダム湖の畔で一つの墓^①が見つかり、翌年の調査で二十四基の墓群が発見された。これが「浙川下寺春秋楚墓群」である。『浙川下寺春秋楚墓』（以下『下寺』）によれば、本墓群は春秋中期後半から晩期にかけて造営された大中型墓九基・殉葬坑と見られる小型墓十五基・車馬坑五基が確認され

た。『下寺』は大中型墓を総て大夫層以上の埋葬、墓群全体は「楚王族墓」であるとす。

しかし、墓群中最大規模のM3被葬者に関して、『下寺』の「王子午」説と李零氏等の「遼子馮」説との間で論争が続き、未だ見解の一致を見ていない。更に下寺楚墓群全体の性格付けも『下寺』とは意見の相違が見られる。

両者何れにせよ、都郢より離れた地に楚の卿身分の墓が見つかったのは注目すべきであるが、これまでその点に着目した論は発表されていない。従来の下寺楚墓群に対する関心は、春秋中期から末期にかけて造営された墓群という視点から捉え、青銅器編年や墓葬形態に対して比較基準として利用する研究が多かった。この一因には上記の論争があるの言うまでもない。

更にM2造営の背景について、例えば『下寺』は「王族墓」という自説を背景に丹陽淅川説に絡めて論ずるのみで、より深い論究をしない。またこの問題を説明する不可欠な要素である楚の政治史研究からのアプローチにおいても、齋藤一九八〇や吉本一九九五が世族→公子群→新世族への推移の中で王子午・遼子馮を扱うものの、この時期を対象とした研究は存在しなかった。さらに楚の春秋分野研究全体においても、既に多くの考古発見があるという状況を反映せず、もっぱら『春秋左氏伝』（以下『左伝』と略）に依拠した文献的アプローチしかされていないのが現状である。

そこで本論では『下寺』を機軸に代表的な説の整理検討を行い、M2の被葬者を「遼子馮」と比定する。そして他の墓群にも検討を加え、当該墓群はある特定集団が造営した墓地ではない事を論証する。さらに遼子馮が何故当地に埋葬されたかについて論を進める。

ところで、遼氏は所謂東遷期（前七七〇～前七二三）に楚国君から分岐する旧世族であるが、遼氏についての研究は、蔦艾獵（孫叔敖）説話や時々の政権に付随して触れられる程度で、遼氏そのものに関する研究は皆無であった。この原因には遼氏の記録が断片的且つ個別的である点が最大の理由であろう。そこから遼氏が楚の政治的主流から外れていた事が窺える。しかし遼氏の成員は度々令尹に就任しており、それなりに無視し得ない勢力であったと考えられる。そこで第二章

では、遠氏についての政治史的整理を行い、遠子馮の拠って立つ背景より説き起こす。次に文献に現れない遠子馮による浙川下寺への墓地造営について、この地域と彼在世当時の政治的状況を踏まえつつ明らかにし、従来触れられてこなかった遠氏という世族及び遠子馮政権の楚史への位置づけを試みたい。

① 後の三六号墓 以下本論ではM36と略す。その他の墓坑も同じ。

② 最近は、『下寺』に従って「王子午」とする場合や「王子午とされるが、一説には遠子馮ともいう」と両論を併記する書き方を探る論者が多い。◎王子午説↓山下一九九三 ◎両論併記 石黒一九九五 馬

世之一九九五等

③ 東遷期に分岐する若敖・遠・屈氏と、春秋戦国の端境期に分岐する昭・景氏と区別する為、前者を旧世族とする。尚、この用語は吉本一九九五に初見。

④ 戦国以降に於ける孫叔敖説話については、野間一九七七・一九八八に整理されている。

第一章 下寺春秋楚墓群についての諸問題

従来浙川下寺楚墓群については、M2の墓主比定に重点を置き、他墓や墓群全体の性格付けは、そこから敷衍して推論する研究が主体であった。以前は情報も少なくやむを得なかったが、『下寺』が出版された現在では、墓群全体を幾つかに分け分析しそれを突き合わせる作業が必要である。

墓群の代表的な区分法には、『下寺』の「甲乙丙」(三分)説^①・張剣・李零氏の「I II III IV V」(五分)説がある(表1参照)。両説のおおまかな時期区分は同じであり、林巴奈夫氏の編年を用いれば甲(I II) ≡ 春秋II B、乙(III) ≡ 春秋III A、丙(IV V) ≡ 春秋III Bに該当するが、『下寺』は林氏より一律二〇年ほど前にずれる。^②両説の大きな相違点は、「三分説」の「甲組」「丙組」をそれぞれ「I II」「IV V」に分割する点にある。墓群配置上M7M8は一組であるが、M36は離れて造営され、副葬品もM36はM7M2の間に編年され、これはM10M11も同様である。その為「三分説」の如くした場合、各組それぞれ同時期の埋葬だと誤解されかねず、別項目にするのがよいであろう。以上の理由により五分説を採用。

表1：両区分表（代表的な墓坑のみ記す）

「三分説」	「五分説」
甲組（春秋中期後段）	I.（春秋中期後段）
M7 M8 M36 M7CH M36CH	M7 M8 M7CH
	II.（春秋中期終段）
	M36 M36CH
乙組（春秋晚期前段）	III.（春秋晚期前段）
M1 M2 M3 M4 M2CH	M1 M2 M3 M4 M2CH
丙組（春秋晚期後段）	IV.（春秋晚期後段）
M10 M11 M10CH M11CH	M10 M10CH
	V.（春秋晚期後段）
	M11 M11CH

男性墓→M8M36M2M10M11

女性墓→M7M1M3M4

※車馬坑と武器出土の有無から以上の如く判断される。

I M8M7

Iは墓群の一番南に位置する。青銅器銘文中に記された人名（以下「有銘青銅器」とする）は「以鄧」「何次」の二名が得られている^④。両銘器は同時期に編年されるが、M8は楚墓の特徴を色濃く持ち、また有銘青銅器の種類が「以鄧」銘に比して「何次」銘のそれが一種である為、被葬者は「以鄧」と言えるだろう。

「下寺」及び李零一九九六もこの説を採るが、両者は「下寺」「以鄧」楚王族・李零「以鄧」遠氏の族員

とする点で異なっている。

「以鄧」は「楚叔之孫」を冠する為、楚王より分岐する一族の者である事が判る。またこの称号はM2出土有銘青銅器にも見られ、M2に対する説を踏まえて彼を「下寺」は「楚王族」・李零氏は「遠氏一族」とするが、これには疑問がある。「下寺」が王族を如何に定義するか判らないが（王子午は紛れもなく王族であろうが）、文面から判断する限り「楚王」と同姓の者は全て王族である」と取れる。しかし楚の王曾孫は、陽句（穆王曾孫）・夔瓦（莊王曾孫）・沈尹戌（莊王曾孫）の如く別に氏を立てており、王曾孫以降は王族とはし難い。従って楚の王族は「王の子・孫」と定義するのが適当だろう。そして「楚叔之孫」という称谓は、始祖が国君より分岐して既にある程度の世代を経た事を示し、「以鄧」はこの王族の定義に合致しない^⑦。

では李説はどうか。氏は「孫叔」（春秋左氏伝）（以下「左伝」宣十二）「叔孫」（史記索隱）循吏列伝賛」等と稱される焉

表2：浙川下寺春秋楚墓 主要有銘青銅器

出土品	銘文
M8:1	「上郡公…叔嬭番妃嬭簠」
M8:2	「畢孫何次 (M8:3,4同)」
M8:5	「楚叔之孫以鄧」(M8:8)
M8:48	「以鄧之用戟」
M8:62	「以鄧之戟」
M7:1	「宣王之孫離子之子東姬」
M7:9	「中妃衛」(M10:9同)
M36:1	「鄧子妝之用」
M1:44	「棚之簠」(M1:45同)
M1:54	「棚」(M1:61同)
M1:60	「孟嬭姬」
M1:64	「楚叔之孫嬭子棚」(M1:65同)
M1:72	「孟嬭姬」
M2:1	「王孫誥…敬事楚王」
M2:28	「王子午…令尹子庚」
M2:34	「棚」※蓋銘 (M2:38同)
M2:40	「棚」(M2:43・44・47・48・53同)
M2:55	「楚叔之孫嬭子棚」
M2:56	「楚叔之孫棚」
M2:60	「嬭子棚」(M2:61)
M2:63	「楚叔□孫嬭□棚之□」
M2:72	「王孫誥」(M2:84同)
M2:74	「王子午」(M2:94同)
M2:82	「新命楚王□雁受天命卣」
M2:88	「棚之用矛」
M3:1	「嬭嬭中姬丹」
M3:2	「蔡侯作嬭嬭中姬丹」
M3:4	「楚叔之孫棚」
M3:6	「棚」(M3:12・20同)
M10:67	「呂王之孫」
M10:69	「楚成王之盟僕」
M10:73	「余呂王之孫楚成王之盟僕」

※出土品 No. は『下寺』による。

艾獵の存在を念頭に置くとと思われるが、「某叔之孫」なる称谓は、特定一族の称号よりむしろ「某王之孫」と類似した国君出自の分族に共通なものと考えた方がよい。従って「以鄧」||「楚王族」「遠氏一族」等ではなく、楚王と同姓の一族とすべきだろう。

M7の有銘青銅器は「中姬衛」「東姬」である。『下寺』は「宣王之孫、雍子之子」たる「東姬」に対し、「雍は浙川と地望が違う」故に被葬者を「中姬衛」とし、或説として「中姬衛||東姬」ともする^⑧。しかし本墓は女性墓なので諸侯の封地は問題とならず、むしろ青銅器の形態や文様から言及すべきである。そこで両器の文様を基準として、出土青銅器全体と比較すると、「中姬衛」器は他器との共通要素が多く、「東姬」器の文様は他器とは別系統であり造形も劣る。従って被葬者は「中姬衛」とした方がよく、当然「中姬衛||東姬」の或説も否定される。

「以鄧」の妻「中姬衛」は旅器を有し姫姓諸侯の末を名乗る以上、かなりの社会階層に属した人物であると推定され、

従つて夫「以鄧」もまた同じかより上階層の人物であり、「王より派生する一族の一員。大夫の上層クラス。」とでも言い換えられるだろう。

II M36

有銘青銅器は「鄧子妝戈」一点のみである。『下寺』は「鄧」とし、楚に滅ぼされた鄧国と関係があつたかとする。おそらく対虜戦での戦利品として得られたのだろう。

彼は車馬坑を持ちそれなりの青銅器を埋葬される為、少なくとも国人以上の階層に属していたと言える。墓の規模がM7より小さいが同程度の副葬品を持つ事から、彼は大夫層に属したと考えられるが、諸氏皆被葬者不明とする。特にそれで問題はない。

III M1M2M3M4

III-1 M2

A 過去の研究者の説

M2被葬者について、これまで張璠初一九八五の「王子午の孫」説、『下寺』の「王子午」説^⑨、李零氏の「遠子馮」説^⑩、都合三つが提示されている。この内張説については、江村一九八八が指摘するように、一世代二〇年と換算すれば、被葬者は平王の息子と同世代（春秋ⅢB）となり、当然M2より当該期の青銅器が出土するはずだが、M2出土青銅器は林氏がほぼ一括して春秋ⅢAに編年し（林一九八九 同墓出土青銅器群圖表 三五―三九頁）、また下寺ⅣVより春秋ⅢBの青銅器が出土する事から考えれば、M2造営時期は春秋ⅢAとなり、張説は成立し得ず、選択肢から真つ先に外れる。

次に、残り二説について説明する。先ず被葬者を「棚」とする事では同じだが、その解釈に相違点がある。彼はM2:55

等には「鬻子匭」と、問題の「王子午鼎」蓋銘には「楚叔之孫匭」と記される。この鼎本体の作者者を「王子午^⑩」とする点は同じだが、蓋を『下寺』は王子午鑄造乃ち「匭||王子午」とし、李氏は「匭」が「王子午鼎」を入手後に誂えたと考え「匭||鬻子馮」とする。「楚叔之孫匭」なる称謂は「匭」が楚国君に出自する者である事を示し、「王子午」「鬻子馮」共該当しない事もない。更に両説を検討すれば、「鬻子匭」の「鬻」字を「鄒（『下寺』）」「遠（李零）」の何れに採るかが重要な相違点である事に気づく。次にこの解釈について見てみよう。

B 『下寺』の釈す「鄒」字三種について

『下寺』は「鬻」以外に「鄒」に解する字が二種ある（図1参照）。これらは両説共「鄒↓鬻」とする。この内M3.1は「邑」「猴」に従い、後述する『下寺』の「鬻」に対する解釈に従えば「鄒」と解せられよう。またM2.6.1について『下寺』は解釈の理由を示さないが、上記三種の字形を同様な構成要素を持つと解し、後述する「鬻」の解釈を流用した為と考えられる。李零一九九六はこれを「化」「邑」に従う字形に解し、「化」↓「爲」の音通から「鄒」とする。もったもな解釈である。

しかし「鬻」を李零氏は「遠」氏の別称「薦」とするものの、『下寺』は『左伝』僖二十七に記される地名「薦」がこの一帯にあったと考えるのみで、『通志』氏族略「薦章食邑於薦、故以命氏。」の記述にある楚地「薦」から当然連想される「遠」氏との関連は無視する。また「王子午」「鄒子匭」二つの称謂がどう結びつくのかという『下寺』説の肝心な論点について、『鄒子匭』が「王子午」の別称の一つだと推定するのみである。この時代の名と字等の別称は相応ずる場合が多いが、『下寺』は上記二称がどう関連するか説明をしない。更に言えば『下寺』の説く如く「鄒」銘器が一方所から纏まって出土した事を以て、直ちに下寺一帯が「薦」邑だとするのは無理であろう。この点だけでも『下寺』説の根拠は揺らぐと思えるが、そもそも「鬻」字は「鄒」と釈して良いのか、もう一度考える必要がある。

「鬻」は獸が交互に向き合う形と「邑」に従う。この獸形の捉え方に両説の相違点があり、李零氏はこれを「虎」とし、

図1 「下寺」が「鄜」とする字

M2:51

M3:1

M2:61

※参考

侯馬盟書156-26

そこで、問題の牙形を見ると(図1参照)、獸形口部の上下を「ノ」形の線が口上部から二股になって下に垂れ下がるのが判る。通常「猴」はこの部分が先細りになり、「虎」は口の上下に牙形が付く。「𪛗」には明確な牙形は見られず、また「虎」字系統の甲骨金文でも同様な例は無く、確かに『下寺』の指摘も領けなくは無い。しかし同時代の「虎」関連字を調べると、侯馬盟書に口の上下が繋がったり一筆書き的に省略される事例^⑮が得られた。その「虎」を見れば「𪛗」の獸頭に似ており、獸形を「虎の向かい合う象形」とする李説で問題ないだろう。従って、読み方は『説文解字』「𪛗」引「唐韻」「五閑切」となり、また李氏は「𪛗」は「怨(於願切)」と古音が近く、そこから「遠(雨阮切)」に音が通じ、「𪛗」↓「遠」となるとする。また「𪛗」字は「𪛗」↓「馮」の音通が想定され、両字は互いに通用出来る。よって「𪛗子𪛗」「馮子𪛗」は「遠子馮」だとする方が筋が通っている。

以上の過程で、「𪛗」↓「馮」である事が判った。次の問題は「王子午鼎の蓋と器の作器者人名が互いに異なる」点であるが、本論では林巴奈夫氏や張剣氏の「蓋が本体とは別に鑄造された」という指摘に従っておく^⑯。これは、鼎の所有者が「王子午」から「遠子馮」へ移転した事を示す。既に楊樹達が指摘しているが、青銅器が作器者から他人の手に渡る事はさほど特異な事でも無かったようである。この「王子午鼎」の場合、それが生前贈与によるものか、争いの結果生じた所

『下寺』はそれを否として「𪛗(猴の象形)」（即ち「爲」↓「鄜」）とする。『下寺』三二二頁にその理由を「虎の象形の場合、𪛗の獸形頭部に該当する部分には牙が在るはずだが、それは見られず異なった字形に見える。」と記す。「爲」を猴の象形とするのは『説文解字』に見られるが、白川静『字統』では「爲」は元々「手」で象を役する形…『説文』に「母猴也」とするのはおかしい。」とする。ただ氏によれば「爲」を「猴」の義とする事例は既に春秋の頃あったようで、『下寺』説も一概には否定出来ない。る事例は既に春秋の頃あったようで、『下寺』説も一概には否定出来ない。

有移転なのかは判らない。ここではその所有が移転した事のみを指摘する。¹⁹⁾

C 王孫誥について

ここまで「繆子憫」が「遠子馮」である事を論じたが、被葬者は「遠子馮」と断定出来るかと言えばそうでもない。それは「王孫誥」銘器の存在である。「王子午」「遠子馮」の両名に対し「王孫誥」の名は文献に録されないが、可能性として「遠子馮」↓「王孫誥」という継受関係も有り得る為、無視出来ない。

彼に関しては、これまで趙世網氏等の「王子午の子」説、及び陳偉氏の「公子格」説が提示されている。²⁰⁾

先ず「王子午の子」説について。趙氏は『下寺』執筆陣の一人だが、氏の立論の前提となる「被葬者Ⅱ王子午」説の誤りは指摘済みであり、王孫誥が王子午の死を悼んで副葬したとする説の成立し難いのは明白である。また張氏に關しても、氏の想定する埋葬年代の誤りを指摘済みであり、問題とはならない。

次に「王孫誥Ⅱ公子格」とする陳偉説を見る。氏は「誥」「格」の意味・音が通ずる点を論拠に「誥Ⅱ格」とし、文献中に「格」が付く人物を捜し出した結果「公子格」を見いだした。「公子格」は『左伝』襄十六・十八に見られ、陳氏は²¹⁾埋葬年代と合致する点を根拠にこの推定を是とするが、銘文が「王孫」、文献は「公(王)子」という矛盾がある。陳氏はこれについて説明をしない。「子」と「孫」は異字であり、転写の際に間違える可能性も低いので、やはり「王孫誥」は「王孫」、「公子格」は「公子」としか考えられない。氏の説は興味深いが、文献未見の人物を敢えて特定個人に当て填める必要もないであろう。

ここで「王孫誥」が如何なる人物であるかを考える。彼は²²⁾に「敬事楚王」と記され、王孫という身分を背景に時の政権で一定の役割を担った人物と考えられるが、「王孫誥」器は一括して春秋ⅢAに編年され、少なくともこの時期に某王の孫として生存したはずである。当該期に成人した孫を持てる王は、穆王(前六一四年死去)・莊王(前五九一年死去)しかない。成王(前六一六年死去)では既に曾孫世代だろうし、共王(前五六〇年死去)では孫が自作器を鑄造出来る程の

社会的地位を得ているかどうか疑わしい。ただ仮に穆王・莊王の孫だとしても、『左伝』には統柄不明の「公子」「公孫」が多数記載され（前記「公子格」も統柄不明）、「王孫誥」も文献未見の公孫の一人だと思われる。

次に「遠子馮」「王孫誥」の継受関係についてだが、M8同様に有銘青銅器群を比較すると、陳偉氏の指摘する如く「繇子佃」銘器は種別が豊富であるが、「王孫誥」のそれが種別では僅か二種に限定され（これは「王子午」器も同じ）、「王孫誥」器も「王子午」器と同様、最終的には「遠子馮」の手に帰したとすべきであろう。ただその経緯については全く不明である。

以上三点から考えると、M2の被葬者は「遠子馮」にほぼ間違いないと言える。

III-II M1M3M4

前項の結果を受け、次にM2の南北に埋葬されるM1M3M4について検討を加える。

M1の有銘青銅器は「佃」「孟滕姫」の二種がある。「佃」は「繇子佃」の「佃」であり、また女性墓である為「孟滕姫」が墓主であろう。『下寺』は「滕」↓「滕」として、彼女を滕国国君の娘とする。魏石經左傳殘石もこの「滕」字に作り別に問題は無い。また「佃」銘器が出土する為、『下寺』その他諸氏皆M2墓主の配偶者とする。M1出土青銅器は「佃」以外にもM2と同時期に編年され特に異論もない。

M3からも「佃」銘器が出土し、M1と同じく女性墓である為、彼女も遠子馮の配偶者とされる。銘文中に「蔡侯作媯媯仲姫」とあるので、彼女は蔡侯（姫姓）の娘であろう。『下寺』三二六頁では「孟」「仲」なる両者の称号からM1をM3の上位とするが、明らかに誤りである。そもそも当時の女性は一般的に「国号＋兄弟順＋諱」と称される。「孟滕姫」は「順＋国号」と逆転するのが問題だが、同様な例として『左伝』僖十七に「長衛姫」「少衛姫」があり、これを援用すれば「孟滕姫」も複数の「滕姫」中の筆頭の意味に解せられる。また「媯仲姫」器は蔡侯が娘に贈った媯器であり、この

「仲」は蔡侯の娘達の「仲」である事を意味する。もし両者の順を決めるならば、『下寺』三二五頁に説く如く副葬品の質(MI)には楽器が埋葬されるがM3には無い等)から考えるべきで、この点からすればM1の方が高いのだろうが、それを「孟」「仲」と安易に結びつけるべきではない。ただ卿身分の遠子馮が、楚の代表的与国蔡や列国滕と婚姻関係にあった点は注目すべきである。

M4からは有銘青銅器が出土せず、鑄造技術もⅢの他墓と比べ劣る為、被葬者の身分はそれなりに高いが、M1M3よりは低いと考えられる。被葬者は女性とされ、彼女も『下寺』が記す通り遠子馮の配偶者の一人であろう。M1M3ほど副葬品が豪華でないのは、列国の娘である両墓と異なり、記録もない小国の娘であった故かもしれない。

以上の検討の結果、Ⅲは縉子馮を中心とした夫婦の墓群と考えられる。「夫婦の墓群」という推定は各氏異論ない。しかし本論ではⅢの主墓たるM2被葬者が『下寺』の「王子午」説ではなく、李零氏の「繆子佃||遠子馮」説を支持する結論を得た。

IV M10

有銘青銅器は出土しないが、M10:M3に「余呂王之孫、楚成王之盟僕」という句が見いだされる。ここからは具体的人名が判明しないが、彼が「呂王」の子孫であり、代々楚と盟約を結ぶ家系の人物だった事が判る。呂は河南省南部に封ぜられた姜姓諸侯であるが、春秋中期には楚の勢力下にあった。呂が王号を稱した事は陳槃が指摘するように青銅器や文献に類例があり、「呂の子孫」として差し支えない。この銘文からは、他国の人物が楚の大夫層の一部に組み込まれ、楚の政治機構に対し一定の役割を担っていた事を伺わせる。

有銘青銅器は出土しないが、器形的にはM10と類似し、春秋ⅢBと編年される。ただし、何れもM10と比して小ぶりである。この墓の詳細は男性墓である点を除くと判らない点が多い。ただ副葬品から考えるに、M10よりは身分が多少低いのではないかと思われる。

第一章 ま と め

以上、浙川下寺楚墓群について再検討を試みた結果、『下寺』の如く「楚王族墓群」とする説は成り立たないことが明白になった。Ⅰ～Ⅴまでの各組はそれぞれある人物乃至は夫婦の墓であるが、相互間の明確な関連性は見い出せない。敢えて性格を求めるならば、「下寺近辺邑を支配する楚大夫層以上の墓地」とでもするのが妥当であろう。

一応、下寺楚墓群についての解明はひとまず片づいたものの、新たな問題が提示された。先に「大夫層以上の墓群」と定義したが、言い換えればⅢ（＝卿身分）の存在が無ければ「大夫身分の墓群」としてもおかしくない。卿身分である遠子馮の墓が、楚の都邑郢の所在地である湖北省中部から遠く離れたこの地に存在する点、そして浙川に点在する下寺以外の墓群と比較しても、Ⅲのみ際だって規模が大きい点が奇妙である。むしろⅢ（＝遠子馮夫婦墓）の存在こそ異質である。楚の政権を司った遠子馮が何故ここに墓地を営まなければならなかったのか。次章では遠氏の楚史における位置づけや遠子馮在世時の政治状況を中心に論を進め、この問題について解明をしたい。

① 「下寺」は甲乙丙に区分するにも拘わらず、従来からの「M2＝Ⅴ

子午墓」→「下寺楚墓群＝楚王族墓」という手法を採る点は、第一に

批判されるべき点である。

② 林福年については林巴奈夫一九七二・一九八九参照。

※尚、『下寺』の時期区分は以下の通り。

春秋中期後段（前六二〇～前五七二）春秋晚期前段（前五七〇～前五二二）春秋晚期後段（前五二〇～前四七六）

『下寺』には各期の区切年が中途半端な事への理由を述べないが、新鄭南関鄭墓埋葬年（前五七二）を基準に一律五〇年で区切った為と考えられる。これはある特定の墓を基準としたもので、春秋時代に普

遍的に応用出来るものではない。別に劉彬徽一九九五は、独自の楚系青銅器編年表を提示する（同書五二頁）。手法は林編年と同様であるが、楚史に特化させた区切年を設定するのが特徴である。しかし実際の使用には林編年の方が便利であろう。よって本論では林編年を使用する。

③ 李零一九九六 五〇頁参照。

④ 他にも「叔嬭・番妃」銘（M81）も出土するが、本器は勝器でありM8は男性墓の為候補には該当しない。

⑤ 劉彬徽一九九五では、M8出土青銅器を一括して氏の定義する第二期（前六七〇―前六〇〇）に編年する。

⑥ 下寺楚墓群大中墓の何れも、山下一九九三に整理される楚墓の特長「複数の台階あるいは二層台を設ける」「装具は一槨一棺以上の多重の槨・棺を採用」等に該当する。

⑦ 「下寺」は「国号十叔」を英雄的功績を遂げた人物に後世与えられた称号とし、「楚叔」を「武王」とするが（三七二―三七三頁）、全くの妄言である。武王の曾祖父熊罴は、北趙管侯墓出土M64:83の銘文に「楚公逆；嬰赤金九万鈞（約九百トン）」と記され、当時（M64は晉穆侯（在位前七九五―前七八五）墓とされる）の楚國君の力を伺わせる。また武王の兄蚡冒は「韓非子」和子篇に「厲王」と記されており、武王に全ての功績を冠する事は出来ない。吉本一九九六は武王頭影の背景に、特定時期に彼の特殊化を企図した事を想定され、それを靈王の時期とする。

⑧ 「下寺」三二六頁。また李零一九九六は被葬者を「中姬衛」とするが、その理由を記さない。

「左伝」僖二十四 杜注「雍國在河内山陽縣西。」「春秋大事表」「河南懷慶府修武縣西雍城。」

⑨ その他、趙世綱一九九一、顧鉄府一九八五、張西頭一九八三

⑩ 李零一九八一・一九九六、陳偉一九八三、張劍一九九二、劉淋徽一九八四

⑪ 別称「公子午」「子庚。」「左伝」襄十二（前五六一）初見。襄二十一（前五五二）死去。以下、西暦換算は中華書局版「史記」十二諸侯年表に従う。

⑫ 張西頭一九八三は、王子午が康王の叔父なので「楚叔」と称したとする。その場合「孫棚」との新たな矛盾が生じるが、「棚」は王子午の孫だとして解決する。しかしこの当時、王子午の孫が青銅器を鑄造出来る社会的地位にあったとも思えない。

⑬ 「下寺」三六九―三七〇頁参照。「左伝」僖二十七「子玉復治兵于蔣。」杜注「蔣、楚邑。」

⑭ 王子午の別称「子庚」も「庚」が「午」を構成要素として持ち、互いに関連がある。

⑮ 平勢一九八八 一三〇―一三三頁。

⑯ 「下寺」は「縁」字の獸頭部を意識的に猴頭に似せて書写するよう
に思える。三七二頁ではかなり正確に字形を書写するが、三七二頁では、自説に都合良く改竄した如くに筆者は感じる。

⑰ 林一九八九 二〇頁、張劍一九九二 五四頁。

⑱ 楊樹達一九五九 一七八頁。

⑲ しかし「王子午鼎」銘文の内容等から考えるに、当初は王子午家で永代宝用する為に作られた可能性も否定出来ないが、後期莊族政權を主導した王子午が、選子馮を懐柔する手段として贈与した可能性もあろう。また陳偉氏は、王子午死去の翌年に起きた令尹子南（公子追舒莊族最後の代表者）誅殺、及びそれに運動した權益分割の際に、所有者が移転した可能性を指摘する。頷ける点もあるが、これを補完すべ

き資料も無く、それ以上は論じられない。

②④ 「王子午」説 趙世綱・夢桃香一九九一、張亜初一九八五、「公子格」説 陳偉一九八三。

②① 襄十六「楚公子格帥師、及晉師戰于湛阪。」襄十八「蔣子馮、公子格率銳師。」

②② 「下寺」三三四—三三六頁。

②③ 劉彬微一九九五—五七頁。

②④ 「下寺」の写真(図版八一—八二→M3 同九〇・九一→M4)や拓本(「下寺」二二四、二二八、二四四—二四五頁)を比較すると、

M3M4共基本的な意匠はほぼ同じものの、表面紋様(特に取っ手等

の細かい紋様)の緻密さにおいてM4の方が劣っている。

②⑤ 「左伝」成七「子重請取於申呂以賞田。」とあり、これ以前に呂が楚に属する地になっていた事は疑いない。

②⑥ 陳槃一九八七 八四三—八四四頁

②⑦ 「成王の盟僕」とある以上、成王期の中原への急激な疆域拡大により、呂が楚の盟約下(属国或いは滅国)に入った事を示しているであろう。

②⑧ 浙川和尚嶺M1M2のは大きさが下寺M8とほぼ同じであり、両墓は令尹子文の孫、闕克黃夫婦墓とされる。彼は莊王の時箴尹に任ぜられており、楚の大夫層の人物だと言える。

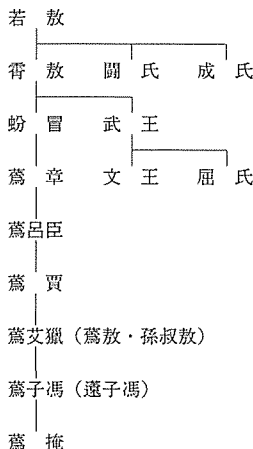
第二章 遠子馮とその時代

1 遠子馮以前の遠氏

遠子馮は別に「蔣子馮」「遠(蔣)遠」とも称される。『左伝』に彼が初めて記載されるのは襄十五(前五五八)の大司馬任官に際してである。彼は令尹公子午・右尹公子罷戎の次席、公子以外の諸勢力中最上位に位置づけらるが、それ以前の政治的地位については不明であり、突然の登場と言って良い。ではそれ以前の遠氏はどうだったのか。まずはそこから述べる事にしたい。

遠氏は西周末期の楚国君蚡冒より分岐した世族であり、遠・蔣(どちらも地望不明)を采邑として与えられ、「遠(蔣)」を称したとされる。②⑨ 初代遠章の時代は東遷期直後、楚は丁度武王の代で、彼は公子にして武王の甥たる身分により政権に一定の役割を担い、主に対外交渉に携わっていた。長期政権である武王期に活躍した公子を初代として世族形成に到った点は、若敖(闕・成)氏・屈氏と同様である。

図2：遠氏系図



◎上記の家系に含まれないが、遠氏を称する者
 遠罷 遠居 遠越 遠射 遠固 遠啓強 遠固

※履楨高『春秋大事表』による。但し、若呂臣・若買・若艾獵三者の系譜については、異説がある。

この時期の遠氏は反若敖氏の立場であり、一貫して権力中枢から距離を置く。この要因を吉本一九九五では「堵敖弑殺の際の敗者だったのかもしれない。」と推定する。この推論の当否は兎も角、文王末期より続いた混乱期に政権から排除され、結果的に反若敖勢力を糾合する核の一つであった事は疑いない。

リスマ莊王を中心に彼の兄弟（穆族）が補佐する政権構造に移行しつつあった。故に莊王覇権を決定づけた邲の戦（前五九七）後、諸勢力統合の象徴的存在たる若艾獵の政治的地位は下がり、史料から姿を消す。この後展開される公子群政権から排除され、遠氏は前五五八の選子馮大司馬就任まで四〇年余り登場しない。^⑧

しかし次の文王期・続く文王客死し、莊敖弑殺し公子元失脚という楚国内の混乱、若敖氏的全盛期である成王前期には遠氏の政治的活動が見られず、政権中枢から排除されていたようだ。選章の息子若呂臣は、僖二十八（前六三二）の城濮敗戦の責を取り自殺した成大心の後を襲い令尹位を得たが、翌年鬬勃（若敖氏）に取って代わられる。^③

この後も若敖氏と距離を置く遠氏は、彼らより権力奪取を企図する莊王と結び、そして若呂臣の息子若買の行動と彼自身の政治的地位の上昇が、微妙な関係を保っていた莊王と若敖氏との間に決定的な対立を生じさせ、ついに武力衝突に至った（若敖氏の乱）。彼自身は乱の当初に殺されるが、莊王勝利の結果、息子若艾獵が莊王政権の令尹に就任する。若艾獵関連説話は後世「孫叔敖説話」として人口に膾炙するが、実際の活動は殆ど見いだせない。令尹の地位自体も、これに次ぐ官として「左尹」「右尹」が創設され、莊王政権には令尹（この場合若艾獵と半ば同義であろう）集権に対する抑制傾向が見られる。むしろ若敖氏に代わる世族の代表格たる彼の発言力は決して小さく無かつただろうが、現実には軍事権を握るカ

いわば遠氏は非主流的立場に追いやられていたのである。

2 遠子馮令尹就任の背景

前節に述べた如く、遠氏は楚の旧世族でありながら非主流的立場に置かれ、長期間國政中枢から排除されてきた。遠氏が政権に参画する場合、常に国内が混乱に陥った場合に限られ、いわば緊急事態に対処する為に擁立されたのである。反若敖の機運を利用して勢力拡大を試みた蔦賈は兎も角、遠呂臣・蔦艾獵は皆唐突に官職に就き、この点は遠子馮も例外でない。ではその背景には如何なる事情があつたのか。ここでは莊王の死後、遠子馮登場までの政権構造からそれを探ってみたい。

既に述べたが、莊王の若敖氏打倒から中原での覇権確立過程で、政権は次第に王弟（穆族）中心の体制に移りつつあり、王の死後、穆族公子が王の掌握した権力を順に継承する言わば共同政権を形成した。しかし、国人との長年の結び付きなる強力な基盤を持っていた若敖氏に比べ、それを公子という身分上持ち得なかつた彼らの基盤は必然的に脆弱であり、また彼らが国君との血縁関係を最大の政権基盤とする以上、長期的な政権維持に対して次世代との対立という構造的矛盾も内在した。それが彼らの本質的弱点であり、その克服の為、様々な手段で基盤拡大を図るが、これらの施策は国人・同盟国の負担増を招き、却って政権との矛盾を拡大し、前五六八年公子壬夫誅殺を以て穆族政権は崩壊した。

これを受け公子貞（共王弟）首班の前期莊族政権が成立する^⑩。しかし前政権で生じた諸矛盾はますます拡大した。中原の要衝として成王以来常に晉楚の係争地であつた鄆は、前五六二年晉同盟へ最終的に帰属し、楚の中原戦略は大打撃を受ける。更にその前から断続的抗争状態にある東方の対呉戦線も、東経一一五度―一一七度線付近で膠着状態が続き、公子貞当人をして国都郢の防御強化を遺言させるまでに予断ならない情勢であつた。

前五六〇年共王、その翌年公子貞が死去し、前期莊族政権は終わる。次代康王（共王の息子）の下、公子午（公子貞弟）

が令尹に就任し後期莊族政權が成立、そこに遠子馮も参画する。蔦艾獵以後見られなかった遠氏の政權参加である。旧世族の政權参加には、楚国内外の劣勢状態への動搖があり、もはや世族との妥協無しでは、元來権力基盤の脆弱な公子群政權の維持すら不可能となり、ここでも従来と同じく諸勢力統合の象徴として遠氏の存在が必要になったと考えられる。^①

この様な事情により遠子馮は大司馬に就任する。席次は令尹・右尹に次ぐ上位だが、大司馬の次席に左右司馬が設けられ、何れもに公子某が任命される点より、蔦艾獵令尹時と同様に公子群の対抗馬たる遠氏への警戒が見て取れ、^②實際その危惧は公子午死去で現実となる。彼の在世時より国人層の突き上げを受けていた康王は、莊族の公子追舒が健在にも関わらず、後任の令尹に遠子馮を任命する。彼は賢人申叔豫の「國多寵而王弱、國不可爲也」との意見を容れて病を理由に令尹を辞し、その結果公子追舒が令尹となる。この一連の流れは、公子午死去の時点で次政權を担うべき声望が彼にあった事を示す。公子追舒は以前より一部の国人と一種の家臣团的關係を結び、それが国人層全体の反感を買っていた。^③故に公子追舒は殺害され、實質的に公子午死去で空中分解していた後期莊族政權は、ここに完全に崩壊し、再び遠子馮が令尹に任命される。

3 遠子馮政權

遠子馮が再度令尹に任命されたのは前五五一年である。表面的には従來の遠氏政權の如く前政權崩壊を機に擁立された側面も否定出来ないが、今回は周辺の政治状況が少し異なっていた。それまでの穆族・莊族の流れからすれば、康王の弟達（共族）が政權を主導する可能性もあった。しかし彼らは「左伝」襄二十一に「王弱」と記され、旧世族や国人と互して政權を運営するには、未だ若すぎたと思われる。また旧世族屈氏とは屈建が遠子馮政權に参画する等、良好な關係を保っていた。遠子馮は既に公子午死去の時点で楚国内を纏め得る第一の選択であり、公子追舒誅殺によって唯一の選択肢となったのである。故に従來の遠氏令尹に比し、彼の政權は諸勢力統合という性格を持ちつつも、自身の立場は強かったと

言えよう。

遠子馮政權では彼の下、公子齷が司馬に、屈建が莫敖に任命された。屈建は後期莊族政權の莫敖屈到の息子として父に引き続き莫敖職を勤める。公子齷の統柄は一切不明。また彼に關しての記録はこのみである。おそらく莊族公子なのだろうが、公子追舒誅殺直後の致命的状況下であり、それを補うべき經濟的基盤が脆弱である彼らは、もはや発言力は小さかつただろう。世族抑制的性格が強かつた左右尹（司馬）が設置されない点もそれを裏付ける。言い換えれば遠子馮政權は旧世族遠氏が国人の支持を背景に主導権を握り、更に旧世族屈氏がそれを支え、従来の政治的中心であつた公子層を排斥する構造だと整理できよう。久しぶりに世族が全面的に中央政權を運営する機会が訪れたのである。

遠子馮は三年後に死去するまで令尹位にあつた。在任時における政治的活動は、就任翌年（前五五〇）陳の内亂鎮圧・吳鄭出兵（前五四九）・舒鳩出兵（前五四八）であり、楚から離脱した旧与国を再び同盟圏へ復帰させ、激化する対吳戦線への対処が方針だつたと考えられる。それ自体は前政權と変わらず、むしろそれが目下の急務であつた事を伺わせる。しかし緊張が続く対吳戦線に対し、対中原では晉楚同盟圏の陣容がほぼ固まり、大規模な南北対立それぞれ自体が収束に向かつていた。

対中原情勢の安定と、国内対抗勢力の不在という恵まれた状況下で、彼は公子追序と同様、令尹就任以前より一種の家臣団形成をする事で政治基盤拡大を企図した^⑮。しかしこの手法が国人層の不支持を招く事は公子追舒誅殺の件で明らかであり、それを申叔豫に指摘された遠子馮は彼らを遠ざけ、結果として断念したものの、新たな大夫層に遠氏成員を抜擢し、それに代えようとす^⑯。

遠氏の勢力の拡大は、穆族莊族の公子・公孫、及び早晚台頭するであろう共族公子に対抗する為に必要な措置であり、また他の面でも基盤構築を図つたとするのが自然であろう。嘗て公子群政權は世族の一部を滅してその権益を強奪・分配したが、自らが世族であり、また屈氏の支持を背景とする遠子馮には不可能である。また中原情勢の安定と防衛的側面が

強い対呉戦という対外的状況では、軍事行動の成果を分配する手段は使えない。先の公子追舒誅殺に伴う権益分与はあったらうが、それは一時的なものであり、他の手段を採る必要があったと考える。

それを探るには遠子馮政権のみならず、その方針を受け継いだと見られる屈建政権をも視野に入れる必要がある。この二人が令尹であった時期は、遠氏・屈氏の連合政権とでも言い換えられる。この間対呉戦線は一進一退であったが、対中原は前五四六年の晉楚講和の結果、軍事的行動を伴わず同盟国より権益享受が可能となった。戦利品を以て国人を安んずる必要が無くなり、それなりに安定した経済的基盤を手に入れたのである。屈建政権下では遠子馮の息子薦掩が司馬となるが、吉本一九九五では遠子馮の事例を踏まえ、次に薦掩が令尹に就く段取りであったと推定する。事実、薦掩のみならず遠氏の政治的立場は、遠子馮の声望や和平による対外的安定と経済基盤拡大を背景に次第に固まりつつあり、薦掩の令尹就任も時間の問題かと思われ、政治体制も中原諸国の如く世族主導の体制に移行するかに見えた。

しかし講和の翌年に康王・屈建が死去し、薦掩の政治的立場は必然的に沈降した。更にそれまで進んでいた遠子馮↓薦掩への権力継承は、乃ち世族宗主権の確立という中原型世族指向への流れに直結する事になり、もし彼の権威が確立すれば今後政権に参画するのは薦掩の家系に限られ、別家系の者が排除されるのは明白だった。それ故に彼以外の遠氏大夫は、共族公子乃ち公子圉・公子比・公子黒肱等と結びつき、内紛状態に陥った遠氏は共族に政権を奪われ、薦掩自身は大司馬に留まるものの、令尹公子圉（靈王）に誅殺され、ここに遠氏本流は政治的滅亡^⑬を遂げる。

以上、遠氏の政治的史的流れを整理したが、遠子馮の権力基盤として彼が志向した物の解明がまだである。屈建政権では晉楚講和による対外的安定と経済的基盤の確立を果したが、この講和を企図したのは宋の向戌であり、遠子馮の構想とは別次元の動きである。また構造的に制約の多い楚の世族は、安定した基盤確立の為に思い切った方法を採る必要があったと考えられ、筆者はその鍵を握るのが浙川ではないかと考える。次にこの点について述べる。

前章の検討結果、 Σ 被葬者は遠子馮だという結論に到っている。楚には『左伝』莊十九に「夕室」と記され、また『史記』楚世家頃襄王二十一年に「先王墓夷陵」と記される如く、王墓区が国都周辺に存在した。それは楚最後の都寿春より発掘された楚幽王墓が裏付けよう。更に言えば東周期の各国都邑周辺からは、国君や士以下の階層に属す墓群が邑内もしくは近接地域から発見されている。世族邑の発掘はなされていないが、これを援用すれば彼らの墓地もまた同様だったと思われる^⑧。それからすれば遠子馮墓の存在は大いに疑問だと言えるが、春秋中期より個人や夫婦の墓が一族の墓地ではなく孤立的に埋葬される事は、既に楊寛が指摘している^⑨。では何故この地を墓地として選んだのか。その背景に遠子馮政権と関係が有るのではないだろうか。これが疑問の中心である。

連合政権では、遠子馮の家系のみならず遠氏全体としても急激な成長を遂げる。この背景には、自勢力拡大を図る遠子馮の意志が存在する。そして屈建政権では、息子蔣掩が司馬（大司馬）となった。それは誰の目にも次期令尹は蔣掩であると思わせ、旧世族主導の政権が定着しつつあった事を示していた。

吉本一九九五では、楚の世族を「元来、楚の世族は複数の家系が緩やかな連合体として形成されており、そのために中原の世族に比して明確かつ強力な宗主権というものを持ち得ず、それが世族としての構造的脆弱性をもたらし、安定した世族支配体制を構築できなかった大きな要因になった。」と定義し、これは遠氏も例外ではない。ただ、従来楚の典型的な世族とされた若敖氏とは異なる点がある。若敖氏政権では、複数家系の成員が一政権下でそれぞれ中央権力の一端を担っていたが、遠氏の成員が政権に参画する場合、問題の遠子馮政権を除くと常に一家系、即ち遠子馮の家系のみであった。この要因は、非主流故に若敖氏と公子群に挟まれて思うような勢力拡大が出来ず、必然的に特定家系を中心に纏まらざるを得なかった為と考えられる。しかし遠子馮は言わば諸勢力を代表する存在であり、また前項で述べた遠氏一族の抜擢を

行った結果、彼は遠氏全体の宗主的立場をより強固にしたと言えよう。

遠子馮はさらにそれを押し進めて、当時まだ安定した支配体制を構築していた中原世族に倣い、蔦艾獵→遠子馮→蔦遠と続く家系のみを他の遠氏より超越した存在、乃ち強固な宗主権を有する集団に脱皮し、その下に安定した世族支配体制構築を企図したと考えられる（これは、屈建を中心とした屈氏も同様だろう）。またその方針が国内に於いて安定的支配層構築という国人層の要求にも合致したのは言うまでもない。

言わば自らの家系以外を切り捨てるこの計画を進めるには問題がある。遠氏の封邑である「蔦」「遠」邑は、既に複数家系によって細分化されていると思われる、いかな遠子馮と雖も自由になる可能性は低い。そこで他邑にそれを求めたと考えるのである。それには対抗勢力の手が未だ及ばず、また軍事的に不安定である対呉戦線から離れた場所が選ばれたに違いない。それを筆者は漸川下寺周辺であったと考える。

下寺周辺の邑として『左伝』は「析(白羽)」「都(商密)」「三戸」の三邑を記す。何れも旧都疆域かその周辺の邑である。これらの中で最も近いのは都(商密)であるが、都自体は前七世紀には漢水のより下流へ遷っており、秦楚晉が一带の帰属を争っていた。しかし問題の前六世紀半には方城・漢水を境とする楚の本拠とも言うべき疆域の一部を形成していた。この流れは楚の大夫墓である下寺ⅠⅡの存在でも確認される。そして靈王の死後、一時期「許」が「析」に遷る(前五二四)が、前五世紀前半には楚都郢都陥落の混乱に乗じてか、「夷虎」がここを掌握していたようである。²¹⁾

また遠子馮政権下では、北方の秦とは長年の友好関係を保ち、晋とは大規模な軍事衝突も無く、後に講和が成立する等安定しており、更に秦と後の武関経由でまた中原や楚都郢には漢水沿いに容易に往来出来る利点があった。楚の伝統的北伐ルート「鄧→宛(申)→方城」の道筋からは外れるが、何時でもそこに影響を及ぼせる距離にある。それならば他勢力の干渉を受ける危険性も少ないし、交通の要衝に至近である利点は棄てがたい。遠子馮にとって正に理想的な地ではなかっただろうか。

遠子馮は従来の基盤から離れ、ここを自己家系のみとするべく企図したと推測される²⁸。そこには他家系をも包括する故にそれに縛られる旧世族を離れ、遠子馮↓鶯掩の家系を遠氏本体から独立させ、遠氏ひいては世族全体をも支配しようとする意図が伺える。その為、従来の一族墓地から離れ自らの墓地を造営したのでろう。無論遠子馮の死後は、息子鶯掩にそれらを継がせる予定だったはずである。この一連の行動には、当然屈氏と国人の支持が伴っていたらう。もしそうでなければ、先の諸公子の如く誅殺された事は明白である。そして権力継承が順調に行けば、それが中原型世族に移行する大きなステップになるはずであった。しかし屈建の死・共族政権成立・靈王奪権と目まぐるしく動く状況の下、鶯掩は殺害されその「室」は奪われる。その後も下寺一帯はIVVの存在から判るように、楚の大夫層の手で支配されたいしが、既に遠氏の姿は無い。反靈王クーデターに参加した「遠氏之族」も遠氏本来の鶯・遠に戻ったのであろう。或いは、連合政権が短かかった為、本格的な移住の機会を失っていたのかもしれない。かくして、浙川下寺に遠子馮の墓は孤立する事になった。

① 「楚公子午爲令尹、公子罷戎右尹、鶯子馮爲大司馬、公子薺子爲右司馬、公子製爲左司馬、屈到爲莫敖、公子追舒箴尹、養由基爲宮厩尹、以靖國人。」

② 「潛夫論」志氏姓「蚡冒生鶯章、王子無鉤也。」「通志」氏族略「鶯章食邑於鶯、故以命氏。」「左伝」僖一十七杜注「鶯、楚邑。不詳今所在。」

③ 鶯呂臣が一年で令尹位を逐われた理由を、吉本一九九五「左伝」僖二十八「奉己而已、不在民矣。」なる晉文公の遠呂臣評価を引き、彼が令尹就任に際して若敖氏のような国人との関係構築を怠ったと推定する。

④ 遠氏の反若敖氏の立場は、谷口一九八一が既に指摘している。

⑤ 子文の死後工正に就任した鶯賈は、讒言を用いて令尹鬬般を殺し、

司馬に就任する。

⑥ 鶯艾狼就任の背景として、吉本一九九五では若敖氏体制から疎外された世族代表としての遠氏の価値、及びそれを背景とした国人層の支持を想定している。

⑦ 若敖氏政権では令尹は軍帥となり軍を率いたが、莊王政権下での事例はない。鶯艾狼は郊の戦には同行するものの、開戦には消極的であり、実際の戦闘でも全軍に鞭を飛ばす程度である。また政治的にも前年の沂築城の際に指導的役割を果たした記事のみである。鶯艾狼は、政治的軍事的に強大な力を有し、王の代理人とも言うべき若敖氏令尹とは異なり、あくまで莊王の補完的役割を担うに過ぎなかった姿が見て取れよう。

⑧ 公子群政権の推移は、齋藤一九八〇の他、吉本一九九五に纏められ

ている。

⑨ 軍事的勝利を利用した権益再配分の試みは、鄢陵の敗戦（前五七五）、前五八四年に始まる対呉戦の苦戦により、反って國人の軍事的負担を増したのみであった。また同盟国からの収奪強化は、結果として前五七一年の鄭・翌年に陳の離反という状況を招いてしまった。

⑩ 吉本一九九五は、莊族政權での公子貞集権傾向と、彼の死後令尹を継いだ弟公子午政權下での世族等諸勢力との妥協と言う異なる側面を指摘する。氏は両者を同じ用語で取り扱うが、その政權構造は著しく異なっていると言わざるを得ない。従って本論では莊族政權を前後期に分ける。

⑪ M382の銘文に「新命楚王□雁受天命、俚用…」とあるのは、或いはこの当時の事情を反映するのかもしれない。

⑫ この時期、大司馬鬻子馮の活動が見られないのは、本文で述べた理由の他、楚の軍事的劣勢を踏まえた公子午の対外消極策が背景にあったと考えられる。

⑬ 「左伝」襄二十二「楚歡起有寵於令尹子南、未祿而有馬數十乘。楚人患之、王將討焉。」

⑭ 吉本一九九五はこの理由として、楚の絶頂期の莊王期に令尹であった鬻艾狼の息子という鬻子馮の血筋が背景にあると指摘する。

⑮ 「左伝」襄二十二「有寵於鬻子者八人、皆無祿而多馬。…辭八人者、而後王安之。」

⑯ 遷啓彊（前五四九初見）、遠罷（前五四六初見）は、おそらく鬻子馮により抜擢された人物である。この両者と鬻子馮との関係は不明であるが、鬻艾狼→鬻子馮と続く家系とは別の遷氏であったと思われる。

⑰ 「左伝」襄二十五「楚子以滅舒鳩賈子木。辭曰先大夫鬻子之功也。以與鬻掩」と、屈建が鬻掩を立てている記事が見え、また「左伝」襄

二十七「楚遠罷如晉涖盟、晉侯享之。…遷氏之有後於楚國也。」の記事は、遷氏が楚の支配層として揺るぎない存在になりつつあった事を示している。

⑱ 昭十三の反靈王クーデターに参加した諸勢力に「遷氏の族」が見られる。同年會箋は「掩是令尹孫叔敖之孫。而令尹子馮之子。其族當盛。故先提之。」とこの「族」が遷掩の家系に属する集団である事を指摘する。

おそらく彼の死後「室」は没収されるが、なお人的結合は保たれていたであろう。この点卿身分を世襲し続ける事が世族存立の根幹に拘わる中原世族と異なり、政權中枢から排除されても存立可能であった楚世族の独自性によるものが大きいと思われる。しかし、この後黨掩の家系より政權担当者は現れず、政治的に滅亡したといつてよい。

⑲ 楚都郢とされる湖北紀南城周辺からは、春秋→戦国にかけての墓群が大量に発見されている。「下寺」や李零氏もそれ等を踏まえて、下寺楚墓群を「王族墓」「遷氏一族墓」と推定したのであろう。

⑳ 楊寛一九八一 三頁。

㉑ 「析（白羽）」↓河南西峡縣西南開外 「三戸」↓河南浙川縣西南丹江之南 「郟」（商密）↓河南浙川縣之西南 ※地望は何れも『中国歴史地図集』第一冊 譚其驥主編 地圖出版社 一九八二に従う。

㉒ 後に楚は夷虎を排除し、再び自疆域下に再編成する事に成功する。夷虎跋扈の原因は、鄢墮落（前五〇六）時の混乱により、楚疆域全体が権力空白状態に置かれていた為であろう。夷虎への出兵も、疆域再編成の一環である事は、「左伝」哀公四「夏、楚人既克夷虎、乃謀北方。…司馬起、豊、析與狄戎、以臨上雒。」という記事から確認される。

㉓ ただ、世族の権力維持の根幹は国都にて政權を担当するという一点

にあり、邑の所有が権力構築の最大の基盤ではない。また世族に与えられた邑は、一カ所のみ固定されるわけでもない。しかし遠子馮の

場合、新たに世族を作るといふ点に目的があり、その為の基礎として邑が必要であつたと考えられる。

結 語

以上、浙川下寺春秋楚墓群の解明及び派生する問題について論じた。本墓群は春秋中期～後期にかけての大夫層以上の墓葬が見られ、楚墓の編年に対し有益な情報を提供している。また本論の検討の結果、最大墓のM3が『下寺』の指摘する「王子午」墓ではなく、「遠子馮」墓である事が確認された。更に墓群全体について一貫した性格付けをする事は殆ど不可能であり、せいぜい下寺一帯を支配した大夫層の墓であろうとしか言えない事も明白になった。

また春秋戦国時代を通じて、被葬者が文献上の特定個人と結びつく事は極めて稀と言える。その点でもM3の存在は卿身分埋葬の事例としても貴重である。しかし、国都から遠く離れたこの地に令尹を務めた人物の墓があるのも奇妙であり、当然生ずる「なぜここに遠子馮が葬られたのか。」という問題について、彼の出身世族である遠氏が非主流的立場に置かれていた歴史的背景、公子群政権の本質的矛盾が引き起こす不安定性を克服する為、彼が従来の楚型世族から中原型世族への脱却を図り、その一環として浙川下寺周辺に自己勢力扶植を試み、結果として彼が当地に葬られたと考えた。連合政権の時期が短期であつた為、その成果は表面に現れ難いが、薦掩殺害や薦氏内紛の背景がそれを裏付けていると言つてよからう。

本論で数多く言及した吉本一九九五は「若敖氏の乱の教訓は、以後、特定家系の世襲的政権独占への楚の支配者層の忌避を動機付け、旧世族・公子層など最上級支配層における政権交代を常態化させた。」と楚に世族支配体制に対する忌避が存在した事を述べる。氏はそれを克服しようとしたのが靈王奪権であり、それは失敗するものの、楚の国制は国君専権に向かつたとし、それ以前の連合政権については公子群政権を含めて論ずる。従来、両者の間に埋没してきたこの政権は、

不安定な国内を立て直す為、楚の世族を強力な宗主権を中心とする中原型世族に再編し、それを以て国内の長期安定支配を実現しようとした。これは戦国期へ通ずる国君専権体制の試み以前に、半ば恣意的ではあるが、中原の春秋的世族支配体制という別な方向性を志向したものだたと評価出来よう。

しかしその体制より公子群が排除される事は、中原諸国を見れば明らかであり、蔦掩と共族との対立は当然の帰結であった。彼の死後、楚の旧世族が政権を握ることは無い。言つて見れば彼らの最後のチャンスであったのだろう。

本論では、浙川下寺との拘わりについて遠子馮及び遠氏という視点から論じてきたが、別に楚の地方経営の観点からの論究も必要であろう。膨大な疆域を有する楚の地方経営に関しては、これまで春秋県制という視点から論じられる事が多く、また世族邑に関しても、疆域の拡大以前の状態を以て言及されるのみであった。楚では世族の成員でありながら県の尹(公)を務める例が多く見られ、甚だしくは沈諸梁の如く非常の場合ながら県公と令尹・司馬を兼ねる例も存在する。また遠子馮の如く卿位にある人物が地方に埋葬される事例もある。そもそも楚の世族は中央政権に拘わらずとも、地方で長期間存続が可能であった。果たして地方経営の制度や実態が如何なるものであったのか、よく言われるような県公の世襲云々や地方の邑が楚国政に関し如何なる役割を果たしたのか。これに関しては、楚史のみならず春秋史という視点から捉え直す必要があると思われる。この辺りは今後の課題となろう。

引用文献目録

石黒ひさ子

一九九五「曾公乙墓出土竹簡についての一考察」『駿台史学』

九五

江村治樹

一九八八「青銅礼器から見た春秋時代の社会変動」『名古屋』

大学文学部研究論集C1』史学三四

河南省文物研究所／河南省丹江区考古发掘隊／浙川県博物館

一九九一「浙川下寺春秋楚墓」文物出版社

顧鉄府

一九八五「関于河南浙川楚墓的若干参考意見」『故宫博物院』一九八五年三期

刊一九八五年三期

齋藤(安倍)道子

一九八〇「春秋時代の楚の王権について——莊王から靈王の

時代——『史学』（慶応大学）五〇

谷口満

一九八一「若敖氏事件前後——古代楚國の分解（その一）——」『史流』（北海道教育大学史学会）二二二

張亜初

一九八五「浙川下寺二号墓的墓主、年代与一号墓編鐘の名称問題」『文物』一九八五年四期

張劍

一九九二「浙川下寺楚墓的時代及其墓主」『中原文物』一九九二年二期

張西顛

一九八三「浅説楚都丹陽在浙川」『中原文物』一九八三年四期

趙世網

一九九一「浙川下寺春秋楚墓青銅器銘文考察」『下寺』三五一〇頁所収

趙世網・夢桃香

一九九一「再談浙川下寺二号墓的墓主与年代」『楚文化研究論集』第二集所収 湖北人民出版社

陳偉

一九八三「浙川下寺二号墓主及其相關問題」『江漢考古』一九八三年一期

陳槃

一九八七「春秋大事表列國爵姓及存滅表選異」（三訂本）中央研究院歷史語言研究所專刊五一

野間文史

一九七七「孫叔敖考——孫叔敖説話と春秋時代の楚國——」

『新居浜工業専門學校紀要（人文科学編）』一三三

一九七八「孫叔敖考（続）」『新居浜工業専門學校紀要（人文科学編）』一四四

馬世之

一九九五「東周時期楚國勢与文化 四節 丹浙流域的の下寺楚墓」『中原楚文化研究』楚学文庫 湖北教育出版社

林巴奈夫

一九七二「中国殷周時代の武器」京大人文学部研究所一九八九「春秋戦国時代青銅器の研究」吉川弘文館

平勢隆郎

一九八八「春秋晉國「侯馬盟書」字體通覽——山西省侯馬盟書文字資料——」『東京大学東洋学文献センター叢刊』別輯一五

山下志保

一九九三「楚墓の基礎的研究」『古文化談叢』三〇下

楊寬

一九八一「中国皇帝陵の起源と変遷」西嶋定生監訳 学生社

楊樹達

一九五九「積微居金文説」（増訂本）科学出版社

吉本道雅

一九九五「楚史研究序説」『立命館文学』五四一
一九九六「史記を採る その成り立ちと中国史学の確立」東方書店

李零

一九八一「楚叔之孫棚、究竟是誰」『中原文物』一九八二年

四期

一九九六「再論浙川下寺楚墓——讀『浙川下寺楚墓』——」

『文物』一九九六年一期

劉濼徽

一九八四「楚国有銘銅器編年概述」『古文字研究』九

一九九五『楚系青銅器研究』楚學文庫 湖北教育出版社

（立命館大學文學部助手）

The Expanding Role of Parishes in Early Modern London:
Reflections on the “London Crisis”

by

MIYAGAWA Tsuyoshi

London (the City and its suburbs) experienced explosive population growth and an influx of migratory labourers in the late sixteenth and early seventeenth centuries which, according to standard scholarship, led to an administrative crisis. Recently, however, scholars have emphasized the stability of early modern London, paying particular attention to the solidarity of London's social substratum. The author, following these leads, intends to examine parishes in order to reveal how they reacted to the changes which occurred during the reigns of Elizabeth I and James I.

The prime duty of parishes was to promote church attendance. In addition, parishes became heavily involved in controlling vagrants, eradicating plague and providing relief for the poor. Parallel to these developments, “select vestries” were established which thereby concentrated authority in the hands of a small number of parishioners in order to more effectively administer each parish. In short, the administrative functions of parishes expanded in response to the changes caused by population growth.

The Graves of *Xia-si*, *Xi-C'huan* 浙川下寺春秋楚墓: Reflections on the
Number Two *Chu Tomb* and the *Spring and Autumn Era*

by

YAMADA Takahito

In October 1977, *Chu tombs* dating from the mid to late *Spring and Autumn*

period were discovered in Southern *Henan* Province. Each tomb consisted of the graves of senior officials. Some controversy exists as to whether *Wang-zi Wu* 王子午 or *Wei-zi Peng* 蓮子馮 was buried in tomb number two, the most extensive structure. The author reveals that *Wei-zi Peng* is buried in the tomb and that the *Chu* tombs were built by the *Xia-si*. Thereupon the author explores the background of *Wei-zi Peng*, who was a member of the aristocratic *Wei-shi* 蓮氏 clan. Finally, the author analyzes *Wei-zi Peng*'s regime and the political reforms he enacted, which caused power to shift from an alliance of old *Chu* aristocrats to one of *Zhong-yuan* 中原 aristocrats, thereby enabling *Wei-zi Peng* to control the *Xia-si*, *Xi-C' huan* regions in the process.

Hell and Judgement in Medieval China: Law and Justice as seen through T'ang Tales of Damnation

by

PAK Yonchoru

To date, legal scholarship has focused on the institutional mechanisms of Chinese law and ignored popular attitudes regarding law and justice. Justice can only be understood, however, when laws are situated in a social context. The author intends to explore contemporary T'ang attitudes regarding law and justice by examining T'ang era tales of damnation. These tales consist of judgements of hell which were modeled after worldly judgements. The absence of any sense of divine justice, as found in the West, coupled with a traditional belief in immortality, caused these judgements of hell to lose their initial severity, becoming increasingly worldly before disappearing entirely. Precisely because the judgements of these tales mirrored the fashions of the secular world, the attitudes found in these tales accurately reflect contemporary T'ang attitudes regarding law and justice. It thus becomes evident that a conception of empathy underpinned T'ang law and justice.